○厚生労働省告示第四百四十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百四十六号）の全部を次のように改正し、平成二十三年度の予算により支出される補助金等（平成二十三年十月以降の分として支出されるものに限る。）の交付に関する事務について適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。ただし、平成二十三年度以前の予算により支出された補助金等（平成二十三年九月以前の分として支出されたものに限る。）の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十三年十一月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務

補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容
（項）児童手当及子ども手当交付金 （目）被用者児童手当交付金 （目）特例給付交付金 （目）被用者小学校修了前特例給付交付金 （目）非被用者児童手当交付金 （目）非被用者小学校修了前特例給付交付金 （目）子ども手当交付金 （項）業務取扱費 （目）子ども手当市町村事務取扱交付金	全ての都道府県	一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第八条の規定による決定の通知 四　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 五　法第十二条の規定による状況報告の受理 六　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 七　法第十四条の規定による実績報告の受理 八　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 九　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十一　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十二　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十三　法第二十三条第一項の規定による立入検査等

○国土交通省告示第千二百三十八号

広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針を次のとおり変更したので、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第四条第六項の規定において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成二十三年十一月三十日

国土交通大臣　前田　武志

広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針

我が国の持続的な発展を図る上では、地域の活力は我が国の活力の源泉であり、地域の活力なくして国の活力はないとの考え方の下で、知恵と工夫にあふれた地域の実現に向け、民間、公共を含め、自ら考え、前向きに取り組む地域のやる気を引き出すとともにこれを後押しし、地域の活性化を図ることは、国政の喫緊の課題である。

一方、我が国の国土像として、人口減少・少子高齢化、東アジアの急速な経済成長等という時代の大きな変化を踏まえ、国土形成計画では、一極一軸型の国土構造から広域ブロックの自立型の国土構造への転換を図ることとしている。具体的には、欧州中規模国にも相当するような人口・経済規模を有し、アジア地域等との直接の連携を深めつつある各広域ブロックが、それぞれの地域資源を活かした特色ある地域戦略を描き、東京との関係に過度に依存しない自立的な圏域を形成し発展するとともに、広域ブロック内では、各地域が固有の文化・伝統・自然条件等に根ざした多様な地域特性を発揮し魅力あふれる生活圏域を形成することを目指していくとされている。

このような状況を踏まえ、民間と連携した地域発意の計画に基づき、広域的な経済活動等を支える基盤整備と地域づくりに対するソフト面での支援等を一体的に促進するための地方の自主性と裁量性の高い財政支援制度を創設すること等により、地域の自立と活性化を図るため、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号。以下「法」という。）が制定された。

本方針は、法第四条第一項の規定に基づき、広域的地域活性化の基盤整備を推進するため、必要な事項を定めるものである。

一　広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的方向

広域ブロックが自立的に発展する国土構造への転換を図るためには、各地域が、人材、文化、自然等のさまざまな地域資源を生かして、自らの知恵と工夫による自立と発展の構想を持ち、国や他の地域に過度に依存することなく、地域間の人、物、情報等の活発な交流と相互連携を深めて互恵的な関わり合いを持ちながら、自立的かつ持続的に発展していけるための基盤の整備が必要である。

地域活性化を図るためには、広域からの来訪者を増加させ、又は広域にわたる物資の流通を促進させる諸活動が活発に行われるようにすることが、関連事業活動の活発化、雇用機会の増大、地域所得の拡大、消費生活や教養文化活動の充実、生活環境の改善等を得る上で効果的である。また、このような地域活性化の効果が、ひいては広域ブロックの競争力強化等による自立的発展の基盤の構築に寄与するという好循環が確立されることが重要である。

このため、広域的な行政主体である都道府県が、民間活動の状況・動向を的確に把握しつつ、国、関係市町村、民間事業者はもとより、広域ブロックを形成する関係都道府県等とも協調・連携し、具体的な民間プロジェクトと時期を合わせ、これらの諸活動が円滑に行われるのを支えるために不可欠な、道路、港湾等の広域的・基幹的な公共施設を総合的かつ重点的に整備する取組を推進する。

このような考え方から、地域活性化に寄与する諸活動を支えるための基盤として必要となる、当該活動の拠点となる施設及び関連公共施設等の集中的、効率的な整備を図るため、都道府県がこれらの基盤整備の実施に関して広域的地域活性化基盤整備計画（以下「広域活性化計画」という。）を作成することとした。この計画に基づき、民間事業者によって実施される拠点施設整備事業等に要する経費に充てるための金融支援や、都道府県によって実施される関連基盤施設整備事業等に要する経費に充てるための交付金の交付等の措置を講じている。

なお、平成二十三年三月に発生した東日本大震災により、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしているなどその影響が広く全国に及んでいることも踏まえ、本制度を活用して広域にわたる人の往来や物資の流通を活発化させるための基盤整備を進め、地域の活性化を図ることがより一層望まれる。